

平成19年3月14日
(2007)

業 者 各 位

和歌山市建設部 建設総務課長

平成19年度入札・契約制度の改正について（通知）

公共工事は市民の貴重な税負担のもとに執行されていることから、市民の理解と信頼を得て進めることが不可欠であると考え、「透明性の確保」、「公正な競争の促進」、「不正行為の排除の徹底」、「工事の適正な施工の確保」、「技術と経営に優れた企業づくり」を基本理念に、積極的に入札・契約制度の改善に取り組んでいるところです。

その一環として、平成19年4月1日より次のとおり入札・契約制度の改正を実施しますので通知します。

1 制限付き一般競争入札実施の拡大

現在、予定価格おおむね6,000万円以上の建設工事等及び地形地質条件、施工条件上の技術的特性を勘案して市長が特に必要と認める建設工事等について、制限付き一般競争入札を実施していますが、更なる「透明性の確保」、「公正な競争の促進」を図るため予定価格おおむね2,500万円以上の建設工事等について制限付き一般競争入札を実施することとします。

	新	旧
建設工事等 (建設工事及び 建設コンサルタント業務)	・ 予定価格おおむね <u>2,500万円以上</u> ・ 地形地質条件、施工条件上の技術的特性を勘案して市長が特に必要と認めるもの	・ 予定価格おおむね <u>6,000万円以上</u> ・ 地形地質条件、施工条件上の技術的特性を勘案して市長が特に必要と認めるもの

2 制限付き一般競争入札参加者の代表者に係る市税完納の確認

(1)市税の公平性を確保するため、全庁一体となり市税収納率向上に取り組んでいるところですが、本市発注の公共工事の請負を希望する者として、全ての市税を完納することは当然の責務であります。

このことから、現在、制限付き一般競争入札の実施に際し、参加者の和歌山市税の完納を確認していますが、さらに参加者の代表者についても和歌山市税の「納税(完納)証明書」の提出を求めることとします。

なお、参加者及びその代表者に係る和歌山市税の滞納があるものについては、制限付き一般競争入札に参加出来ないこととします。

【対象とする市税】

参加者 法人市民税(個人は市民税)、市民税の特別徴収分、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税等

代表者 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税

(2) 制限付き一般競争入札実施時の取扱

ア 事後審査型制限付き一般競争入札（郵送方式及び持参方式）

落札予定者となった者の競争入札参加資格確認資料として、落札予定者及びその代表者（個人）の上記（1）に係る「納税（完納）証明書」又は「市税課税無の報告及び市税の課税有無調査承諾書」の提出を求め、市税の滞納がないことを確認します。

イ 事前審査型制限付き一般競争入札

すべての参加申請者の競争入札参加資格確認資料として、申請者及びその代表者（個人）の上記（1）に係る「納税（完納）証明書」又は「市税課税無の報告及び市税の課税有無調査承諾書」の提出を求め、市税の滞納がないことを確認します。